

この管理規程は、平成16年5月1日から施行する。

総務課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第4号**

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第1条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条・第43条」に改める。

第2条中「人権教育課」を「こども支援課」に改める。

第4条第17号を同条第19号とし、同条第12号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同条第11号を削り、同条第10号を同条第13号とし、同条第9号を同条第12号とし、同条第8号の次に次の3号を加える。

(9) 長野県短期大学付属幼稚園(以下この条において「付属幼稚園」という。)の管理に関すること。

(10) 付属幼稚園の教職員の定数、任免、分限、懲戒、服務、勤務成績の評定及び給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(11) 付属幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第4条に次の1項を加える。

2 教育振興課に、私学教育振興室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 公立の幼稚園(付属幼稚園を除く。第17条において同じ。)に関すること。

(2) 教育に関する法人に関すること。

第5条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「幼稚園、」を削り、同号を同条第5号とし、同条第7号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改め、同号を同条第6号とする。

第8条第3号中「除く。」の次に「並びに社会人権教育」を加える。

第12条の見出しを「(こども支援課)」に改め、同条中「人権教育課」を「こども支援課」に改め、同条第1号中「人権教育に係る調整及び事業の推進」を「子どもの教育の企画及び調整」に改め、同条第2号中「人権教育の指導及び助言」を「子どもの権利保護」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 家庭教育に関すること。

第17条第3項第5号及び第4項第1号中「幼稚園」を「公立の幼稚園」に改め、同項第3号中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

第21条第1項及び第2項中「庶務部」を「総務部」に改める。

第27条第1項中「整理課、調査閲覧課及び貸出視聴覚課」を「企画協力課及び資料情報課」に改め、同条第2項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号を同項第3号とし、同条第3項中「整理課」を「企画協力課」に改め、同項第1号中「図書、記録その他必要な資料(視聴覚資料を除く。以下「図書資料」という。)の受入、分類、目録の作成及び整理」を「企画、運営及び広報」に改め、同項第2号中「図書資料の修理及び整本」を「市町村立図書館との連絡調整」に改め、同項第3号中「書庫の管理」を「読書の啓発及び読書組織の育成」に改め、同条第4項中「調査閲覧課」を「資料情報課」に改め、同項第1号中「図書資料(貸出図書資料を除く。)の収集、閲覧及び相互貸借」を「図書、記録その他必要な資料の収集、整理、閲覧、貸出、修理等」に改め、同項第3号中「書誌索引類の作成」を「図書室等の管理」に改め、同項第4号を削り、同条第5項を削る。

第42条を第43条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(現地機関及び教育機関の係の設置)

第42条 この規則に規定するもののほか、現地機関若しくは教育機関又はその分掌組織に、その事務を分掌させるため、係を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該機関の長があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 前項の規定により係を置く機関に、その事務を管理させるため、係長を置き、主任の職以上の職にある職員のうちから、当該機関の長が指定する。

別表第1の教育振興課の項中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に、「第11号まで、第13号及び第15号から第17号」を「第13号まで、第15号及び第17号から第19号」に、「第4条第3号」を「第4条第1項第3号」に、「第4条第4号」を「第4条第1項第4号」に、「第12号及び第14号」を「第14号及び第16号」に改め、同表の義務教育課の項中「第5条第7号」を「第5条第6号」に、「第5条第4号」を「第5条第3号」に、「第5号及び第6号」を「第4号及び第5号」に、「から第3号まで及び第4号」を「、第2号及び第3号」に改め、同表の高校教育課の項及び教学指導課の項中「|庶務係|」を「|総務係|」に改め、同表の文化財・生涯学習課の項中

社会教育係	第8条第3号、第4号(文化財保護係に属するものを除く。)及び第6号から第8号までの事項並びに第14号のうち社会教育委員の庶務に関する事項
-------	--

を

社会・人権教育係	第8条第3号(青少年健全育成係に属するものを除く。)、第4号(文化財保護係に属するものを除く。)及び第6号から第8号までの事項並びに第14号のうち社会教育委員の庶務に関する事項
青少年健全育成係	第8条第3号のうち青少年教育に関する事項

に改め、同表の保健厚生課の項中「|庶務係|」を「|総務係|」に改め、同表の人権教育課の項を次のように改める。

こども支援課	業務係	課内の庶務に関する事項及び 第12条第3号の事項
	企画係	第12条第1号及び第2号の事項
別表第7中 「課」を「課又は室」に、		

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
調整幹	局内の調整に関する事務の総括掌理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
室長	
企画幹	企画調整事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

に改め、同表の文化財・生涯学習課の項中

社会教育主事	社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の3第1項に規定する職務
--------	------------------------------------

を

青少年支援主事	青少年の健全育成に関する専門的事務
社会教育主事	社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の3第1項に規定する職務

に改め、同表中 「人権教育課」を「こども支援課」に

改め、同表の教育事務所の項中

調整幹	所内の調整に関する事務の総括掌理
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
主任企画員	特に高度な企画調整事務
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
企画員	高度な企画調整事務

に改める。

別表第8の教育機関の項中

調整幹	所内の調整に関する事務の総括掌理
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
企画員	高度な企画調整事務

に改め、同表の生涯学習推進センターの項中

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の図書館の項中

次長	館長の職務遂行の補佐及び館務の整理
課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

を

課長	課務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改める。

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 長野県立高等学校管理規則（昭和31年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項を削る。

別表第3の調整幹の項を次のように改める。

企画幹	企画調整事務の総括掌理
-----	-------------

別表第3の専門幹の項の次に次のように加える。

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

(盲学校・ろう学校・養護学校管理規則の一部改正)

第3条 盲学校・ろう学校・養護学校管理規則（昭和39年長野県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を削る。

別表第4の調整幹の項を次のように改める。

企画幹	企画調整事務の総括掌理
-----	-------------

別表第4の専門幹の項の次に次のように加える。

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

## 附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

教育振興課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第5号**

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本庁の課」を「本庁の課若しくは室」に改める。

第6条第2項中「課の」を「課又は室の」に改め、同条第3項中「課長補佐又は」を「本庁の」に改める。

第9条第3項中「課長補佐（課長補佐が複数の課にあつては課長が）」を「教育長の承認を受けて」に、「指定した課長補佐」を「課長が指定した職員」に改める。

別表第3の1の(3)中「教育次長」の次に「、教育参事」を加え、「、県立長野図書館長」を削る。

別表第4中「課長」を「課長（室の長を除く。）」に改め、同(1)及び(2)を削り、同(3)を同(1)とし、同(4)を同(2)とし、同(5)を同(3)とする。

別表第5の1の(1)のイ及びウを削り、同エを同イとし、同オを同ウとし、同カを同エとし、同キを同オとし、同クを同カとし、同ケを同キとし、同コ中「及び特別休暇」を「、特別休暇、育児休業及び部分休業」に改め、同コを同クとし、同サを同ケとし、同表に次の事項を加える。

3 長野県体育センター所長及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の長が共通して専決する事項

(1) 職員の扶養親族の認定に関する事項。

(2) 職員の通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定に関する事項。

別表第6の1を削り、同2を同1とし、同表に次の事項を加える。

2 総務部職員サポート課長に補助執行させる事項

(1) 本庁の職員の扶養親族の認定に関する事項。

(2) 本庁の職員の通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定に関する事項。

3 佐久職員サポートセンター長、上小職員サポートセンター長、上伊那職員サポートセンター長、下伊那職員サポートセンター長、松本職員サポートセンター長及び長野職員サポートセンター長に補助執行させる事項

(1) 当該職員サポートセンターが所在する合同庁舎に事務所を置く教育事務所の職員の扶養親族の認定に関する事項。

(2) 当該職員サポートセンターが所在する合同庁舎に事務所を置く教育事務所の職員の通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定に関する事項。

別表第7の1中「教育事務所長、」を削り、「、長野県生涯学習推進センター所長及び県立長野図書館長」を「及び長野県生涯学習推進センター所長及び県立長野図書館長」に改める。

進センター所長」に改め、同3を同4とし、同2の次に次の事項を加える。

3 教育事務所長及び県立長野図書館長の代決

その事務を所管する分掌組織の長

## 附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

教育振興課

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県人事委員会委員長

職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

**長野県人事委員会規則第8号**

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和32年長野県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第2の次長の項から次長補佐の項までを次のように改める。

企画幹	企画調整事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

別表第2の係長の項の次に次のように加える。

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

## 附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県人事委員会委員長

職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

**長野県人事委員会規則第9号**

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「とおり」を「事項のほか、次項に規定する事項以外のもの」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第6条を第7条とし、第5条第1項中「次長」を「事務局長があらかじめ指定した職員」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（補助執行）

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に

より知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

別表第1の2の(1)中「任免」を「任免(主任企画員以上の職員のものに限る。)」に、「事務局長が専決する事項又は次長が専決する」を「別表第2及び別表第3に掲げる」に改める。

別表第2の1の(1)中「次長補佐」を「主任企画員」に改め、同1の(2)を次のように改める。

(2) 職員の事務分担に関すること。

別表第2の1に次のように加える。

(3) 職員の勤勉手当額の決定に関すること。

(4) 職員の出張に関すること。

(5) 職員の時間外勤務に関すること。

(6) 職員の休暇、欠勤その他服務に関する願出及び届出の処理に関する事項。

(7) 職員の勤務時間の割振り及び週休日の振替に関する事項。

(8) 職員の休日の代休日の指定に関する事項。

(9) その他職員の身分取扱いに関する軽易な事項。

別表第2の2中「で特に重要なものを」「(内容の軽易なものと除く。)」に改め、同表の3の(9)を同3の(12)とし、同3の(4)から(8)までを3つずつ繰り下げ、同3の(7)の前に次のように加える。

(5) 第14条の規定による名簿の訂正に関する事項。

(6) 第17条から第21条までの規定による任用候補者の提示に関する事項。

別表第2の3の(3)中「第11条第3号及び第4号」を「第11条第2号から第4号まで」に改め、同(3)を同3の(4)とし、同3の(2)の次に次のように加える。

(3) 第11条第1号、第2号、第7号及び第8号の規定による任用候補者の名簿からの削除に関する事項。

別表第2の4の(2)中「アに」を「ア及びスに」に、「及びイ」を「並びにイ」に改め、同(2)に次のように加える。

ス 紹介規則別表第7のイ及びスの備考の規定による学歴免許等の運用についての承認

別表第2の13中「並びに次長が専決する事項」を削り、同表の16を次のように改める。

16 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則(昭和38年長野県人事委員会規則第25号)附則第3項の規定による協議に関する事項。

別表第3を次のように改める。

(別表第3)(第5条関係)

知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項

1 職員の扶養親族の認定に関する事項。

2 職員の住居手当の決定に関する事項。

3 職員の通勤手当の決定に関する事項。

4 職員の単身赴任手当の決定に関する事項。

#### 附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年4月30日

長野県人事委員会委員長

職務代理者 矢ヶ崎 啓一郎

#### 長野県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の4の項中「現地機関の課長」を「企画員」に改め、同1の5の項を次のように改める。

5	1 現地機関の課長
	2 主任企画員
	3 専門幹

別表第1の1の6の項中「| 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長|」を

「| 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長  
4 企画幹又は技術幹 |」

に改め、同表の2の3の項中

「| 1 規模の小さい試験研究機関の長  
2 試験研究機関の部長  
3 主任研究員 | を」

「| 1 試験研究機関の部長  
2 主任研究員 | に、「4」を「3」に改め、同

表の4の1の項中「管理栄養士」及び「歯科技工士」を削り、「管理栄養士等」を「診療放射線技師等」に改め、同4の2の項中「又は獣医師」を「獣医師又は管理栄養士」に、「管理栄養士等」を「診療放射線技師等」に改め、同4の4の項中「次長又は」を削り、「| 4 主幹 |」を「| 4 企画員  
5 主幹 |」に、「5」

を「6」に改め、同表の5の4の項を次のように改める。

4	1 看護師長、教授又は主査
	2 複雑かつ困難な業務を行う主任

別表第1の5の5の項中「| 3 保健所の課長補佐  
4 看護技幹又は保健技幹 | を」

「| 3 看護技幹又は保健技幹  
4 企画員  
5 複雑かつ困難な業務を行う看護師長、教授又は主査 |」

に改める。

別表第2中「水道技師」を「水道技師長 水道技師」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改める。

「| 人事委員会事務局長  
監査委員事務局長  
教育次長  
地方労働委員会事務局長 | を」

「監査委員事務局長  
教育次長」に、

「自治研修所長  
消防学校長  
職員健康管理センター所長  
短期大学の学長及び事務局長  
福祉大학교장」を「短期大学の学長及び

事務局長」に、「情報技術試験場長」を  
「医療技監  
環境保全研究所副所長  
情報技術試験場長」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「参事(経営戦略局に置かれるもの及び信州の木利用推進担当のものに限る。)課長」を「課長」に、「代決権を有する企画幹」を「部、局又は室内の調整を担当する企画幹」に、「政策チーム」を「政策促進チーム」に、「行政システム改革チーム、人事活性化チーム及び財政改革チームの企画幹 廃棄物監視幹(代決権を有するものに限る。)」を「人事活性化チーム、財政改革チーム及び行政システム改革チームの企画幹」に、「主任専門指導員(代決権を有するものに限る。)課長補佐(代決権を有するものに限る。)室長補佐(代決権を有するものに限る。)代決権を有する主任企画員、広報広聴チームの秘書担当の主任企画員」を「主任専門指導員 秘書広報チームの主任企画員(秘書担当のもの及び経営戦略局内の調整を担当するものに限る。)」に、「行政システム改革チーム、人事活性化チーム、職員サポートセンター準備室及び財政改革チーム」を「人事活性化チーム、財政改革チーム及び行政システム改革チーム」に、「代決権を有する企画員、広報広聴チームの秘書担当の企画員」を「秘書広報チームの企画員(秘書担当のもの及び経営戦略局内の調整を担当するものに限る。)」に、「庁舎管理係長 広報広聴チーム」を「庁舎係長 情報公開課の法務係長及び法務係の企画員 秘書広報チーム」に、「行政システム改革チーム及び人事活性化チーム」を「人事活性化チーム及び行政システム改革チームの主査、主任及び主事並びに情報公開課法務係」に、

「自治研修所  
東京事務所  
職員健康管理センター」所長 次長 を

「自治研修所  
東京事務所」所長 に、「環境保全研究所」次長」を

「環境保全研究所」副所長 次長」に改め、同表の監査委員事務局の項中「次長 次長補佐」を「企画幹(代決権を有するものに限る。)」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「課長補佐(代決権を有するものに限る。)」を「室長 教育振興課の企画幹 自律教育課の教育幹 義務教育課の教員の人事担当の主任企画員」に、「の係長」を「の係長、企画員」に、「高校教育課管理係の企画員」を「高校教育課管理係の企画員及び主査」に、「次長 学校教育課長」を「総務課長 学校教育課長」に、「館長 次長」を「館長」に改め、同表の人事委員会事務局の項中「次長 次長補佐 係長」を「企画幹 主任企画員 係長 企画員」に改め、同表の地方労働委員会事務局の項中「局

長 次長」を「局長」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の医療職給料表(1)の項中

「1 職員健康管理センター  
2 身体障害者リハビリテーションセンター  
3 県立病院  
4 保健所  
5 公衆衛生専門学校」を

「1 身体障害者リハビリテーションセンター  
2 保健所  
3 公衆衛生専門学校  
4 県立病院」に、「6」を

「5」に、「7」を「6」に改め、同表の医療職給料表(2)の項中

「1 職員健康管理センター  
2 福祉大学校  
3 信濃学園  
4 身体障害者リハビリテーションセンター  
5 西駒郷  
6 保健所  
7 県立病院  
8 介護老人保健施設  
9 精神保健福祉センター  
10 食肉衛生検査所  
11 動物愛護センター  
12 家畜保健衛生所」を

「1 福祉大学校  
2 信濃学園  
3 身体障害者リハビリテーションセンター  
4 西駒郷  
5 保健所  
6 県立病院  
7 介護老人保健施設  
8 精神保健福祉センター  
9 食肉衛生検査所  
10 動物愛護センター  
11 家畜保健衛生所」に、「13」

1から12」を「12 1から11」に改め、同表の医療職給料表(3)の

項中 「1 職員健康管理センター  
2 福祉大学校」を

「1 福祉大学校  
2 女性相談センター」に改める。

別表第2のアの4級の項中「係長又は」を削り、同アの5級の項から7級の項までを次のように改める。

5 級	複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
6 級	1 本庁の係長の職務 2 企画員の職務 3 主幹の職務 4 主査の職務
7 級	1 現地機関の課長の職務 2 主任企画員の職務

別表第2のアの8級の項中

「3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の  
課長の職務」を

を

3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務
4 企画幹又は技術幹の職務

に改め、同アの9級の項中

「 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 」  
を

2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務
3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務
4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹又は技術幹の職務

に改め、同表のイの4級の項を次のように改める。

4 級	複雑かつ困難な業務をつかさどる試験研究機関の部長の職務
-----	-----------------------------

別表第2のウの2級の項及び3級の項を次のように改める。

2 級	医長の職務
3 級	1 保健所の長の職務 2 病院の副院長の職務 3 医監の職務

別表第2のウの4級の項中「医療機関」を「病院」に改め、同表のエの1級の項中「管理栄養士」及び「歯科技工士」を削り、「管理栄養士等」を「診療放射線技師等」に改め、同エの2級の項中「又は獣医師」を「獣医師又は管理栄養士」に、「管理栄養士等」を「診療放射線技師等」に改め、同エの3級の項中「係長又は」を削り、同エの4級の項を次のように改める。

4 級	複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
-----	-------------------

別表第2のエの5級の項中「複雑かつ困難な業務をつかさどる」、「次長又は」及び「複雑かつ困難な業務を行う」を削り、「複雑かつ特に困難な業務を行う係長」を「企画員」に改め、同表のオの5級の項中

「 1 総看護師長の職務  
2 副総看護師長の職務 」  
を

「 1 副総看護師長の職務 」に、「3」を「2」に、  
「 4 看護技幹又は保健技幹の職務 」を

「 3 看護技幹又は保健技幹の職務  
4 企画員の職務 」  
に改め、同オの6級の

項中「複雑かつ困難な業務を行う」を削り、同表のケの4級の項を次のように改める。

4 級	複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
-----	-------------------

別表第2のケの5級の項中「複雑かつ困難な業務を行う」を削り、同表のコの5級の項を次のように改める。

5 級	複雑かつ困難な業務を行う主任の職務
-----	-------------------

別表第2のコの6級の項中「複雑かつ困難な業務を行う」を削り、同表のサの10級の項中「複雑かつ困難な業務を行う」を削る。

薬剤師	大学卒
獣医師	大学卒
管理栄養士	短大卒

別表第3のエ中

を

に改める。

に改める。</

「チームリーダー  
東京事務所長  
佐久地方事務所長、上小地方事務所長、上伊那地方事務所長、下伊那地方事務所長、松本地方事務所長及び長野地方事務所長以外の地方事務所長」

を

「本庁のチームリーダー  
自治研修所長  
東京事務所長  
消防学校長  
諏訪地方事務所長 木曽地方事務所長 北安曇地方事務所長 北信地方事務所長  
福祉大学校長」

に、「交通事故相談所長」を「交通事故相談所長」に、  
「自治研修所次長」

「信濃学園長」を「信濃学園長  
精神保健福祉センター所長」に、

「精神保健福祉センター所長」を「食肉衛生検査所長」  
「食肉衛生検査所長」

に、「環境保全研究所次長」を「計量検定所長」に、  
「計量検定所長」

「調整幹  
企画幹  
技術専門幹  
豪雪・防災対策幹  
流域対策幹  
税務考查幹」  
を「企画幹  
技術幹」に、

「市町村振興幹  
地域政策幹  
福祉監査指導幹」  
を「福祉監査幹」に、

「青少年対策幹  
人権尊重推進幹  
保健医監  
交通安全対策幹  
廃棄物対策幹」  
を「医療医監  
保健医監」に、

「検査指導幹」を「検査幹」に、

「森林組合検査指導幹  
信州の木利用推進幹  
主任林業専門技術員」  
を「主任林業専門技術員」に、  
「森林組合検査幹」

「河川整備推進幹」を「道路計画幹  
河川整備推進幹」に、

「景観形成推進幹  
会計審査幹  
会計指導幹」  
を「会計審査幹」に、

「工事検査幹  
消防学校副校長」  
を「工事検査幹」に、「厚生課長」

を「税務課長、厚生課長」に、「指導部長」を「支援部長」に、「中央児童相談所次長」を

「精神保健福祉センター次長」に、「上田保健所次長 飯田保健所次長」を「上田保健所の次長及び保健予防課長 飯田保健所の次長及び保健予防課長」に、

「公衆衛生専門学校教頭  
公衆衛生専門学校伊那校長」を

「公衆衛生専門学校の次長及び教頭」に、

「精神保健福祉センター次長  
動物愛護センター次長  
研究技監  
環境保全研究所管理部長」  
を

「研究技監  
環境保全研究所次長」に、「長野技術専門校副校長」

を「長野技術専門校訓練課長」に、

「水産試験場の管理部長及び支場長」を  
「林業大학교副校長」

「水産試験場の管理部長及び支場長」に改め、同アの人事委員会事務局の項を次のように改める。

人事委員会事務局	参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	$\frac{20}{100}$ ただし、別に定める場合は、 $\frac{25}{100}, \frac{22}{100}, \frac{18}{100}$ 又は $\frac{16}{100}$
	事務局長	$\frac{18}{100}$
	企画幹	$\frac{14}{100}$

事務局次長	$\frac{18}{100}$
監査幹 調整幹	$\frac{14}{100}$

別表のアの監査委員事務局の項中  
「企画幹」  
 $\frac{14}{100}$  に改め、同アの教育委員会の事務

局及び教育機関の項中「調整幹」を「企画幹」に改め、同アの地方労働委員会事務局の項を次のように改める。

地方労働委員会事務局	参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	$\frac{20}{100}$ ただし、別に定める場合は、 $\frac{25}{100}, \frac{22}{100}, \frac{18}{100}$ 又は $\frac{16}{100}$
	事務局長	$\frac{18}{100}$
	事務局の局付（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	$\frac{18}{100}$ ただし、別に定める場合は、 $\frac{16}{100}$ 又は $\frac{14}{100}$
	調整総務課長	$\frac{14}{100}$

## 附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

人事委員会事務局



## 選告示第11号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成16年5月1日から施行します。

平成16年4月30日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝  
第14条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とする。

「第15条の表の書記長補佐の項中 総務部市町村課課長補佐」

「 総務部市町村課企画幹 」に改め、同表の選挙主幹の項を削り、同表の主査の項中「庶務係長」を「総務係長」に改める。

第16条第6項中「、選挙主幹」を削る。

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

（補助執行）

第19条 地方自治法第180条の7の規定により知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の扶養親族の認定
- (2) 職員の住居手当の決定
- (3) 職員の通勤手当の決定
- (4) 職員の単身赴任手当の決定

選挙管理委員会

## 長野県監査委員告示第1号

長野県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和41年長野県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、平成16年5月1日から施行します。

平成16年4月30日

長野県監査委員 石坂千穂  
同 樽川通子  
同 丸山勝司  
同 東方久男

第4条第2項を削る。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条第1項中「次長」を「局長があらかじめ指定した職員」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

## (補助執行)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

別表第1の次長の項から主任調査員の項までを次のように改める。

企画幹	企画調整事務の総括掌理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

別表第1の調査員の項を次のように改める。

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

別表第1の運転技師の項を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

(別表第2) (第4条関係)

局長が専決する事項

- 1 職員の事務分担
- 2 物品取扱員の任免
- 3 職員（局長を除く。）の給与の決定（別表第3に掲げるものを除く。）
- 4 職員（局長を除く。）の服務
- 5 通知、照会、回答等
- 6 その他の軽易なこと

(別表第3) (第5条関係)

知事の補助機関たる総務部職員サポート課長に補助執行させる事項

- 1 職員の扶養親族の認定
- 2 職員の住居手当の決定
- 3 職員の通勤手当の決定
- 4 職員の単身赴任手当の決定

監査委員事務局